

## 浦幌町空き家・空き地バンク設置要綱

平成23年8月1日告示第58号

(目的)

第1条 この告示は、空き家・空き地バンクを設けることにより、町内における空き家及び空き地の有効活用を行い、商業活動による地域の活性化、町民と都市住民の交流拡大、住み替えによる住環境の改善及び町内への定住、二地域居住等の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 居住を目的として建築し、現に居住していない(近く居住しなくなる予定のものを含む。)町内にある住宅又は商業活動を目的として建築し、現に商業活動をしていない(近く商業活動しなくなる予定のものを含む。)町内にある店舗・事務所等で、良好な管理状態にあるもの及び敷地をいう。
- (2) 空き地 住宅、店舗・事務所等の建築に適切な面積を有する良好な管理状態にある更地(近く更地となる予定のものを含む。)で町内にあるものをいう。
- (3) 所有者 空き家又は空き地(以下「空き家等」という。)に係る所有権その他の権利により当該空き家等の売却、賃貸等を行うことができる者をいう。
- (4) 空き家・空き地バンク 空き家等の売却又は賃貸を希望する所有者から申込みを受けた当該空き家等の情報を登録し、これを必要と認める範囲内で公開し、又は提供する仕組みをいう。

(適用上の注意)

第3条 この告示は、空き家・空き地バンク以外による空き家等の取引を妨げるものではない。

(空き家・空き地バンクへの登録の申込み等)

第4条 空き家・空き地バンクへの空き家等の登録(次項の規定による登録をいう。)を希望する所有者(以下「申込者」という。)は、空き家・空き地バンク登録申込書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適当と認めるときは、当該空き家等の情報を空き家・空き地バンク登録台帳(様式第2号)に登録するものとする。
- 3 町長は、前項の規定による登録(以下「バンク登録」という。)をしたときは、空き家・空き地バンク登録完了通知書(様式第3号)を当該申込者に通知するものとする。
- 4 町長は、バンク登録をしていない空き家等で、バンク登録をすることが適当と認めるものについては、その所有者に対し、バンク登録の申込みを勧めることができる。

(登録事項の変更の届出等)

第5条 前条第3項の規定による通知を受けた申込者(以下「登録者」という。)は、当該登録の内容に変更があったときは、空き家・空き地バンク登録事項変更届出書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による届出があったときは、バンク登録の登録事項を更新するものとする。

(バンク登録の抹消等)

第6条 町長は、次の各号に掲げる事項に該当するときは、当該空き家等に係るバンク登録を抹消するとともに、その旨を空き家・空き地バンク登録抹消通知書(様式第6号)により当該登録者に通知するものとする。ただし、第2号に該当することにより登録を抹消された者については、改めて第4条第1項の規定による申込みをすることにより、再度バンク登録をすることができるものとする。

(1) 当該空き家等に係る所有権その他の権利に異動があったとき。

(2) バンク登録から2年(空き地については3年)を経過したとき。

(3) 登録者から空き家・空き地バンク登録抹消申出書(様式第5号)の提出があったとき。

(4) その他バンク登録をされていることが不相当と町長が認めたとき。

(登録情報の公開等)

第7条 町長は、次に掲げるバンク登録の情報(以下「公開情報」という。)を町のホームページにおいて公開し、公開情報を担当課において縦覧に供するとともに、希望する者に対し、郵送・ファクスその他の方法により公開情報を提供するものとする。

(1) 登録番号

(2) 賃貸又は売却の別

(3) 所在地

(4) 物件の概要(間取り図含む。)

(5) 希望売却価格又は賃料

(6) 利用の状況

(7) 設備の状況

(8) 主要施設等までの距離

(9) 位置図

(10) 写真

(空き家・空き地バンクの利用の申込み等)

第8条 空き家・空き地バンクにより空き家等の利用を希望する者(以下「利用希望者」という。)は、空き家・空き地バンク利用申込書(様式第7号)に希望する空き家等(以下「希望物件」という。)の登録番号その他必要な事項を記入して、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申込みがあった場合において、利用希望者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その申込みの内容を当該希望物件の登録者に通知するとともに、利用希望者に登録事項の詳細な情報を必要な範囲で提供するものとする。ただし、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれが

あると認める場合にあつては、この限りでない。

- (1) 空き家に居住若しくは定期的に滞在し、若しくは商業活動を行い、又は空き地に住宅を建築して居住若しくは定期的に滞在し、若しくは空き地に店舗・事務所等を建築することが期待できる者
- (2) 住み替えにより住環境の改善を図ろうとする者
- (3) 前3号に掲げる者のほか、町長が適当と認める者  
(登録者と利用希望者との交渉等)

第9条 町長は、登録者と利用希望者との空き家等に関する交渉及び売買、賃貸借等に関する契約については、直接これに関与しないものとする。

(秘密の保持)

第10条 この告示に基づく業務に従事している者又は従事していた者は、その業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、空き家・空き地バンクに関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年8月1日から適用する。